

## 電子申請届出システム Q&amp;A(明石市)

問1 電子申請届出システムを必ず利用しなければならないでしょうか。

答1 令和5年3月に介護保険法施行規則が一部改正され、全ての事業所は、市への指定の申請、変更の届出等を、やむを得ない事情がある場合を除き、電子申請届出システムで提出することになっております。事業所の負担軽減にもなりますので、システムでの申請をお願いします。

※やむを得ない事情とは、「インターネットのような通信技術に慣れていない」や、「紙で印刷した書類を提出したい」など

問2 申請・届出受付を行った際に、申請者宛に通知メールが送付されますか。

答2 申請・届出について、「完了」画面まで遷移すると登録されたメールアドレスに申請・届出受付を行った通知メールが送付されます。また、「申請届出状況確認」画面で確認が可能で現在のステータスを確認することもできます。

※ステータス例:申請(届出)済、未受付、受付中、受付済、差戻し、却下

問3 入力した内容や届出内容を確認できますか。

答3 システムにログイン後、入力した内容を帳票の形(EXCEL ファイル)でダウンロードすることが可能です。

問4 操作マニュアルを確認したい。

答4 マニュアルは、システムログイン画面(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>)の右上に表示されている「ヘルプ」をクリックすると、見ることができます。



電子申請届出システム

お問合せ先 ヘルプ ご利用条件 専用窓口

↑ここをクリック

G BizIDでログインする

G BizIDでログインする G BizIDを作成する

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に申請先自治体に確認をお願いいたします。

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

問5 電子申請・届出システムを利用した場合、登記事項証明書の原本提出はどうすればよいか。

答5 登記事項証明書(原本)のみ郵送でいただくか、登記情報提供サービス(<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>)を利用することが可能です。詳しくは、市ホームページの【4.登記データの提出】をご覧ください。

問6 システム上の「サービス分類選択」で何を選べばよいのか分からない。

答6

「居宅施設」に含まれるサービス

訪問介護	(介護予防)短期入所療養介護
(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)特定施設入居者生活介護
(介護予防)訪問看護	(介護予防)福祉用具貸与
(介護予防)訪問リハビリテーション	(介護予防)特定福祉用具販売
(介護予防)居宅療養管理指導	介護老人福祉施設
通所介護	介護老人保健施設
(介護予防)通所リハビリテーション	介護医療院
(介護予防)短期入所生活介護	

「地域密着型」に含まれるサービス

夜間対応型訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(介護予防)認知症対応型通所介護	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	地域密着型通所介護
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	<b>居宅介護支援事業</b>
地域密着型特定施設入居者生活介護	<b>介護予防支援事業</b>
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

「総合事業」に含まれるサービス

予防専門訪問型サービス(=介護予防訪問介護相当)  
生活支援訪問型サービス(=緩和した基準による訪問型(定額))  
予防専門通所型サービス(=介護予防通所介護相当)

問7 電子申請届出システムを利用する場合、手数料の納付はどのように行えばよいのか。

答7 従前通り、明石市が発行する納付書で手数料をお支払いいただき、郵送または持参で領収書の写しをご提出ください。

※納付書は明石市で作成しておりますので、下記の高齢者総合支援室まで、ご連絡ください。

お問い合わせ／明石市高齢者総合支援室 給付係 指定担当

電話／078-918-5091

メール／kaigo-sitei@city.akashi.lg.jp

問8 処遇改善計画書や処遇改善実績報告書を、電子申請届出システムを利用して提出することはできますか。

答8 処遇改善計画書や処遇改善実績報告書は電子申請届出システムを利用して提出することができません。従前通り、郵送またはメール、持参でご提出ください。

問9 訪問介護や(地域密着型)通所介護と総合事業を一体的に行っている場合、電子申請届出システムを利用して一括で申請・届出をできるか。

答9 訪問介護や(地域密着型)通所介護と総合事業は「サービス分類」が異なるため、それぞれのサービスごとに申請・届出が必要です。

問10 1つの事業所で居宅・施設サービスと介護予防サービスを一体的に行っている場合、電子申請届出システムを利用して一括で申請・届出をできるか。

答10 一括で届出が可能です。地域密着型サービスも同様に一括で申請・届出をすることが可能です。